

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成20年3月28日京都市条例第48号) (総務局人事部給与課)

諸般の状況により、退職手当の支給に係る端数計算の方法を次のとおり改定することとしました。

改 正 前	改 正 後
退職手当の額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げる。	退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後の退職に係る退職手当について適用することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第48号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第16条中「に1,000円未満」を「を計算する場合において、その額に1円未満」に、「1,000円に切り上げる」を「切り捨てる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

3 京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第5項」を「第4項」に改め、「よる退職手当の額」の右に「（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

附則第3項各号列記以外の部分中「第5項」を「第4項」に改め、「支給すべき退職手当の額」の右に「（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

(総務局人事部給与課)